

全建事発第 44 号
平成 24 年 7 月 31 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 浅 沼 健 一
〔 公 印 省 略 〕

石綿含有断熱材を使用した煙突（工作物）の解体等作業における
石綿の飛散防止対策の徹底について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴会におかれましてはかねてよりアスベスト飛散防止対策にご協力いただいているところではございますが、このたび、東日本大震災被災地等において、集じん・排気装置の不具合等によるものと思われるアスベスト飛散事例を確認したことから、環境省よりアスベスト飛散防止の徹底について別紙の通り通知がありました。

つきましては、大気汚染防止法等、別紙記載の件につき、周知徹底のほどお願い申し上げます。

以上

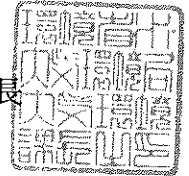
（担当：事業部事業企画課 吉田）

環水大大発第 120724005 号

平成 24 年 7 月 24 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

環境省水・大気環境局大気環境課長



石綿含有断熱材を使用した煙突（工作物）の解体等作業における
石綿の飛散防止対策の徹底について（通知）

環境省では、平成 23 年 6 月から東日本大震災の被災地におけるアスベスト大気濃度調査を実施しており、これまでに、建築物のアスベスト除去工事において、集じん・排気装置の不具合等によると思われるアスベストの飛散事例を 4 件確認しています。

この度、工作物である石綿含有断熱材を使用した煙突の解体において、集じん・排気装置の吸引能力不足、あるいは集じん・排気装置の不具合が原因と推定されるアスベストの飛散事例が 2 件確認されました。

これらの事例によって、周辺環境への影響が生じたものであはりませんが、同種の事態の発生により大気の汚染が生じることも懸念されるため、工作物の解体に関しても対策を更に徹底する必要があります。

ついては、更なるアスベスト飛散防止の徹底を図るため、貴協会におかれましても、傘下事業者に対して、工作物の解体作業においても、下記についてご留意の上、大気汚染防止法の遵守の徹底について周知していただくようお願いします。

記

集じん・排気装置の運用、管理については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」に詳細が掲載されており、本事例に関しては次の事項について特に留意願いたい。

1. 設置台数の決定

集じん・排気装置の能力は、最低でも 4 回換気を確保できるよう台数を

決定する。

排気ダクトが長い場合、曲がりが多い場合等は圧力損失を考慮して排気能力を設定し、設置台数を算定すること。

2. 集じん・排気装置の配置計画

隔離された作業場では、セキュリティゾーンから空気を取り入れ、集じん・排気装置により清浄化した空気を排気する。そのため、集じん・排気装置はできるだけセキュリティゾーンの対角位置に設置し、作業場内で空気の溜まりを生じさせないように集じん・排気装置を配置するよう計画すること。

作業場の形状等から空気溜まりの生じる恐れがある場合は、集じん・排気装置を追加するか、吸気ダクトを用いて溜まり部分の空気を吸気する等の措置を講じることが必要となる。なお、集じん・排気装置設置後、装置稼働させ、スモークテスト等で作業場内の空気の流れを確認すること。

特に、セキュリティゾーン近傍に集じん・排気装置を設置した場合、空気がセキュリティゾーンと集じん・排気装置間でショートカットするため、作業場内全体の負圧が確保されないばかりか、隔離作業内に発生したアスベスト含有粉じんを吸引・ろ過することもできないため注意が必要である。

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011

(http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html)

- | | |
|------------------------|---------------|
| (1) 集じん・排気装置の負圧化 | 78 頁から 82 頁 |
| (2) 集じん・排気装置の運用、管理 | 159 頁から 165 頁 |
| (3) 石綿含有建材除去作業等チェックリスト | 186 頁から 238 頁 |